鳥取市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第８号

鳥取市印鑑条例の一部を改正する条例

鳥取市印鑑条例（昭和４６年鳥取市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「記載」を「記録」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。

⑴　１５歳未満の者

⑵　意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第４条第２項中「記載」を「記録」に改める。

第１０条第３号中「記載」を「記録」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。